

児童虐待による死亡事例検証報告書

平成 28 年 5 月

新潟県社会福祉審議会

児童福祉専門分科会児童措置部会

目 次

はじめに	1
1 検証の目的	2
2 検証の方法	2
3 事例の概要と対応の経過	2
4 事例発生後の市の児童虐待防止の取組について	5
5 問題点・課題	5
6 再発防止に向けての提言	6
(資料)	
新潟県社会福祉審議会運営要綱	9
新潟県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童措置部会委員名簿	13
検証経過	14

はじめに

平成 26 年 11 月、新潟県内において、母親が 3 歳の長女を橋から川に落として死亡させるという痛ましい事件が発生しました。

新潟県では、児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 5 項に基づき、新潟県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置部会において、再発防止の観点から本事例の分析・検証を行い、問題点・課題を明確化し、今後に向けての提言をまとめました。

死亡した女兒の冥福をお祈りするとともに、今回の検証に基づく報告書が、県内はもとより、広く全国において、児童虐待の予防、死亡事例の再発防止等の今後の対応策に生かされることを願います。

平成 28 年 5 月

新潟県社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童措置部会

1 検証の目的

平成 26 年 11 月に実母が 3 歳の長女を橋から川に落として殺害したとして逮捕、起訴された事例について、事実の把握を行うとともに、亡くなった児童の視点に立った発生原因の分析等を通じて、必要な再発防止策を検討するものとする。

なお、本報告は、関係機関（関係者）の当時の判断・対応などについて、その責任を追及するものではないことを申し添える。

2 検証の方法

本報告では、事例に関わりのあった市の児童福祉主管課及び児童相談所から提出された資料や関係職員からのヒアリング調査等により収集した情報をもとに問題点・課題等について分析を行い、その問題点等の解決に向けた対策について提言を行うこととする。

なお、検証を損なわない範囲で個人を特定できる情報を削除するなど、プライバシーに配慮するものとする。

3 事例の概要と対応の経過

(1)事例の概要

平成 26 年 11 月 20 日、実母が、市内の病院駐車場で「子どもがいなくなった」と病院職員に伝え、病院から通報を受けた警察が捜索した結果、付近の川で女児（以下「本児」という。）の溺死体を発見した。警察の事情聴取に対し、実母が本児を川に落としたことを認めたことから、同日、実母は警察に逮捕され、本児を前日（19 日）の夜に川に落としたことを認めた。

実母は市に同年 9 月 8 日に養育負担を訴えて相談した経過があり、その後も同年 10 月 15 日に発熱した本児を保育所に迎えに来ないということがあり、市の要保護児童対策地域協議会では児童相談所の助言を受けながら保育所を中心に支援を行っていた。

実母は平成 26 年 11 月 20 日に逮捕され、平成 27 年 5 月 18 日に殺人罪により懲役 9 年の実刑判決を受けている。

(2)家族の状況（事件発生当時）

ア 本世帯

実母 24 歳 パート（事務職）

本児 3 歳 保育所

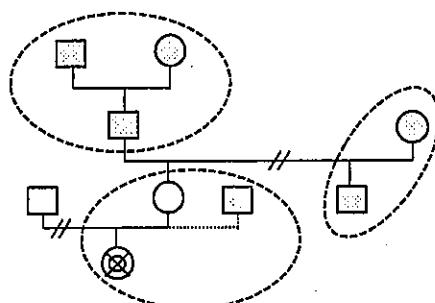
- ・離婚母子世帯（平成 26 年 2 月、本児の実父である前夫からのDVが原因で離婚）
- ・実母の交際男性が同居（年齢、職業、同居時期は不明）

イ 別居の親族

母方祖父 45 歳 同市外在住

母方祖母 45 歳 同市内在住

母方叔父 22 歳 同市内在住



(3)経過

年月日	本児の状況等	各機関の採った対応等			
		市			児童相談所
		市児童福祉主管課（市）	保育所	市保健センター	
H23. 11.	本児出生				
H23. 11. 30	産婦・新生児訪問	(市保健センター) 助産師が訪問 産後の回復、発育発達等について指導			
H24. 3. 14	4か月児健診	(市保健センター) 健診実施			
H24. 5. 23	6か月児健診	(市保健センター) 委託医療機関で健診実施			
H24. 9. 28	10か月児健診	(市保健センター) 健診実施			
H25. 6. 12	1歳6か月児健診	(市保健センター) 健診実施 本児の叩く、つねる等の行動に育児相談会を紹介			
H26. 2. 17	父母離婚				
H26. 9. 8	実母が市に育児負担を相談	(市) 「1日1回は抱きしめて」と助言 世帯調査 市保健センターに情報提供			
H26. 9. 9		(市) 保育所に情報提供、見守り依頼			
H26. 9. 10		(市) 児童相談所に対応を相談 以降、相談継続 保育所に母子のフォローを依頼 週1回の保育所へ情報収集開始			市の相談に対し、児童相談所は保育所の協力を得ながら支援するよう助言
H26. 10. 15	本児の発熱のため、保育所が実母に迎えを依頼するが、実母は育児負担を訴えて拒否連絡がとれなくなる	(保育所) 実母が迎えに来ず、連絡がとれないことを市に連絡 その後、親族に迎えを依頼し、確認 (市) 児童相談所へ一時保護の検討を依頼			市からの相談を受けて一旦一時保護の方針を決定するが、親族の迎えがあったため中止する

年月日	本児の状況等	各機関の採った対応等			児童相談所	
		市		市保健センター		
		市児童福祉主管課(市)	保育所			
H26.10.16		(市・保育所) 家庭訪問 保育所に仕事と嘘について預けたのに本児が体調を崩して保育所から連絡があり、気持ちが限界に達したことを聴取 病児・病後児保育を紹介		母子の状況確認のため、市に家庭訪問を依頼		
H26.10.30		(市・保育所・市保健センター) 要対協実務者会議 保育所、市保健センターとの連絡調整の役割を確認 10/15 の経過を受けて重症度区分を上げる (保育所) 本児の見守り、発達面の指導、母の相談対応、育児支援の役割を確認 (市保健センター) 発達の確認、育児支援の役割を確認		要対協実務者会議		
H26.11.8	保育所の迎えの際に母が本児の誕生日を祝う発言あり	(保育所) 母の様子を市に報告				
H26.11.14	母が保育所に発熱した本児を迎えるに来る	(保育所) 母に本児の発熱を連絡 母の様子を市に報告				
H26.11.19	母が本児を川に落とす					
H26.11.20	警察が本児の溺死体を発見					

(4)公判記録から明らかになった事実

- ・実母は育児の悩みを抱える一方で、本児の言動等にあからさまに不機嫌な態度をとる交際相手との関係が悪化することを恐れ、次第に本児から離れたいと考えるようになった。
- ・平成26年11月19日、実母はいつものように交際相手が不機嫌な態度をとったことから本児を連れて家を出たが、そのうちに本児から離れるためには本児を殺害するしかないと考えるに至り、橋上において、殺意をもって、本児を橋の欄干の上から川内の水中に落下させ、本児を溺死により死亡させて殺害した。

4 事例発生後の市の児童虐待防止の取組について

(1)児童家庭相談体制の充実

平成 26 年度から平成 27 年度にかけて保健師 1 名及び教員免許または保育士免許を所持する相談員 3 名を専任職員として増員し、計 7 名の児童家庭相談チームを組織し、児童虐待への相談体制を強化した。また、平成 27 年度より虐待対応マニュアルを作成し、それまで 3 か月に 1 回の開催であった要保護児童対策地域協議会実務者会議を月 1 回開催とした。

(2)切れ目のない妊娠・出産相談支援の体制づくり

平成 27 年 4 月、妊娠中から子育てまで支援を行う相談窓口を開設し、総合的な相談対応を行い、関連部署と支援体制を整えられるようにした。

(3)子育て支援センターによる相談体制の充実

平成 27 年 5 月、子育て支援センターを開設し、従来からの子育て支援センターと合わせて 8 か所のセンターでの連携による相談体制を充実させた。

5 問題点・課題

(1)市について

ア 市児童福祉主管課について

- ・平成 26 年 9 月 8 日の受付面接時、実母に連絡先を含めた基本情報を確認しなかった。
- ・実母からの育児負担の相談に対して行った「1 日 1 回は抱きしめて」という助言については、市は母子の安定に一定の効果があったと認識しているが、実母の主訴の背景や問題の所在を解明する過程がなかった。
- ・世帯状況や予防接種の結果等の外形的な調査では虐待を疑わせる大きなリスク要因がなかったとしても、実母の相談内容に切迫感があった。外形的な調査と相談内容のギャップを問題点として捉えることが必要であった。
- ・虐待相談の増加により、虐待相談に対して適切かつ速やかに対応するため、市は虐待相談を受理する都度に児童相談所の指導を受けながら対応していた。しかし、児童家庭相談の担当は日々の相談対応に追われ、「市町村児童家庭相談援助指針（平成 22 年 3 月改正版）（厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成）」（以下、「市町村児童家庭相談援助指針」という。）に沿った基本的な対応を確認しながら対応することができていなかつた。

イ 保育所について

- ・本児及び家庭の状況について市児童福祉主管課と連絡を取り合いながら、見守りと支援を行っていた。保育所には相談・助言や支援の機能が求められており、本事例のように保育所が保護者にとっての重要な相談先となることがある。

ウ 市保健センターについて

- ・乳児家庭全戸訪問事業の対象が限定されているため、保健師の支援に繋がる機会を逸

してしまう可能性がある。

- ・乳幼児健診において保健センターで実施される育児相談会を勧められることはあったが、実母が保健センターに相談することではなく、本事例の発生まで保健師が直接関わる機会がなかった。

(2)児童相談所について

- ・虐待通告の場合は緊急受理会議を開くが、それ以外の相談はまとめて週1回の定例の受理会議において複数の職員で対応を精査している。本事例についても平成26年9月10日の市からの相談は虐待相談として取り扱うこととはしていなかったため、相談時には受理会議が開催されず、1週間後の9月17日の受理会議で対応を精査するに留まつた。
- ・地域にとっての児童相談所の窓口である地区担当児童福祉司や虐待担当児童福祉司については、相談対応による不在が多く、市の担当者からは連絡がとりにくく状況になっている。

(3)要保護児童対策地域協議会構成機関の連携について

- ・構成機関の間で情報が十分に共有されないことや現場で担当者が感じた危機感が伝わらないことがある。本事例については、市から児童相談所への相談の際に実母の相談の切迫感が虐待のリスク要因として十分伝わっていなかった。

6 再発防止に向けての提言

(1)市について

ア 市児童福祉主管課について

- ・相談の受付面接においては、主訴の背景や問題の所在の明確化に努め、具体的な初期対応に繋げることが重要である。
- ・助言に際しては、主訴の背景や問題の所在を十分に考慮して現実的かつ具体的な指導を行うことが重要である。
- ・本事例のように外的的な調査と相談内容にギャップがある場合は、市町村児童家庭相談援助指針に受理会議の目的として示されている主たる担当者、調査及び診断の方法、安全確認の時期や方法、一時保護の要否等を慎重に協議する必要がある。
- ・突発的な事象が起きた場合でも保健師等が家庭訪問等により接触できるように、普段から相談者との信頼関係を構築しておくこと、組織として対応できる体制を作つておくことが必要である。
- ・家庭にとって身近な存在である児童委員・主任児童委員を支援に繋がりにくい家庭への支援者としてより一層活用していくことが重要である。また、育児の悩みを抱えながら地域で孤立しがちなひとり親家庭が互いに同じ立場で相談し合える場を作ついくことも必要である。
- ・児童虐待に対して適切に対応するためには、経験の浅い職員を経験豊富なスーパーバイザーがフォローできる体制を整備し、「市町村児童家庭相談援助指針」に沿った基本

的な対応を徹底することが必要である。

イ 保育所について

- ・保育所が育児相談できることについて更なる周知が必要である。特に本事例のように相談先が少なく、支援の情報を受け取りにくい家庭への周知が重要である。
- ・保育所の職員が育児相談に十分に対応できるように、より一層研修体制を整えていくことが重要である。
- ・児童や保護者が相談しやすい体制づくりが必要であるが、特に児童の生活面に気づきの多いはずの担任の意見が何らかの形で反映されることが重要である。
- ・虐待に繋がるような保護者の育児負担に対し、状況を見立てて援助のプロセスを整理する役割の職員が保育所に配置されることが望ましい。

ウ 市保健センターについて

- ・新生児訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援事業を活用し、妊娠時から切れ目なく保健師が養育支援に関わることができる体制整備をより一層進めていくことが必要である。保健師だけで抱えきれない場合は、例えば、乳児家庭全戸訪問事業における児童委員・主任児童委員等の活用が考えられる。必要に応じて保健師に繋ぐことができ、子育て家庭を地域で孤立させないという点でも有効と考えられる。
- ・社会的に孤立して自ら相談できない保護者については、関係者が問題を把握した時点で保健師が適時、適切に支援を開始できる体制整備を更に進めていくことが必要である。

(2)児童相談所について

- ・市町村等からの相談に対して、虐待でないことを理由として一律に定例の受理会議に振り当てる場合、早急に支援が必要なのに支援に繋がらないケースが出てくる可能性がある。虐待相談でなくても虐待に繋がる可能性が高いリスク要因があるケースや相談内容から虐待が潜在していると考えられるケース等についても、緊急受理会議の対象とするなどの積極的な対応が求められる。
- ・あらゆる児童家庭相談がある中で、専門的な知識及び技術を必要とする事例への対応や市町村の後方支援という児童相談所の役割を十分に果たすためには、市町村との適切な役割分担・連携をこれまで以上に進めるとともに、地区担当児童福祉司や虐待担当児童福祉司が市町村への後方支援の役割を適切に果たせるような体制の整備が必要である。

(3)要保護児童対策地域協議会構成機関の連携について

- ・他機関からの相談や情報提供については、発信者は現場で担当者が感じた危機感を含めて連絡することが重要であり、受信者は相談内容の伝聞であることに留意して相談者自身の視点に立って主訴を共有できるように努めることが重要である。また、主訴の背景や問題の所在についても丁寧に連絡することが必要である。

- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関は、構成機関の間で情報が十分に共有されるようには会議や連絡体制を工夫することが必要である。
- ・民生委員児童委員協議会が要保護児童対策地域協議会の構成機関となっていることから、ケースによっては必要に応じて児童委員・主任児童委員への見守りや情報提供の依頼を検討するなどの更なる連携を進めることが重要である。
- ・実務者会議においては、定期的な状況のフォロー、援助方針の見直し等を徹底し、個別ケース検討会議においては、虐待相談か否かにかかわらず、要保護児童等に対する具体的な支援の内容等を検討するなどの「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針（平成 22 年 3 月改正版）（厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成）」に基づいた対応を徹底することが重要である。

新潟県社会福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 新潟県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の所掌事項、組織、運営等について必要な事項は、社会福祉法（昭和36年法律第45号）、社会福祉施行令（昭和33年政令第185号）、新潟県社会福祉審議会条例（平成12年新潟県条例第17号）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(所掌事項)

第2条 審議会は、次の社会福祉に関する事項について調査審議する。

- (1) 新潟県社会福祉計画の推進、進行管理及び見直しに関すること
- (2) 身体障害者の福祉に関すること
- (3) 高齢者の福祉に関すること
- (4) 低所得者の福祉に関すること
- (5) 民生委員の適否に関すること
- (6) 児童の福祉に関すること
- (7) 子育て支援に関すること
- (8) 知的障害者の福祉に関すること
- (9) 母子家庭の福祉に関すること
- (10) 母子保健に関すること
- (11) その他社会福祉の増進に関すること

(専門分科会)

第3条 審議会に次の専門分科会を置く。

名 称	所 嘉 事 務
身体障害者福祉専門分科会	障害者の福祉に関する事項
児童福祉専門分科会	児童、母子家庭の福祉並びに母子保健に関する事項
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否の審査に関する事項

2 審議会は、児童福祉に関する事項のうち、里親登録の認定に関して諮問を受けたときは、児童福祉専門分科会の決議をもって審議会の決議とする。

(審査部会)

第4条 身体障害者の障害程度の審査、身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定及び指定の取消し並びに更生医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項を調査審議するため、身体障害者専門分科会に審査部会を置く。

2 審議会は、身体障害者の障害程度の審査、身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定及び指定の取消し並びに更生医療機関の指定及び指定の取消しに関する諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

(児童措置部会)

第5条 次の各号に関する調査審議等を行うため、児童福祉専門分科会に児童措置部会を置く。

- (1) 児童相談所の措置に関する事項
- (2) 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析及び検証
- (3) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第13条の4に定める報告の受理
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条第5項に関する二月を経過する一時保護に係る事項
- (5) 児童福祉法第33条の12に定める被措置児童等虐待に係る通告及び届出の受理並びに第33条の15各項に定める県知事への通知、県知事からの報告の受理、県知事への意見陳述、施設職員等の出席説明及び資料の提出依頼

2 審議会は、児童相談所の措置に関して諮問を受けたときは、児童措置部会の決議をもって審議会の決議とする。

(子ども・子育て支援部会)

第6条 次の各号に関する調査審議等を行うため、児童福祉専門分科会に子ども・子育て支援部会を置く。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項に掲げる子ども・子育て支援事業支援計画、並びに子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する事項
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項に定める幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等の認可に関する事項
- (3) 認定こども園法第21条第1項に定める幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項
- (4) 認定こども園法第22条第1項に定める幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項
- (5) 児童福祉法第35条第4項に定める児童福祉施設の設置の認可に関する事項
- (6) 新潟県子ども・子育てプランの推進、進行管理及び見直しに関する事項

2 審議会は、前項で定める事項に関して諮問を受けたときは、子ども・子育て支援部会の決議をもって審議会の決議とする。

(会議)

第7条 専門分科会は専門分科会長が、審査部会、児童措置部会及び子ども・子育て支援部会は部会長が招集し、その議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員長は、必要に応じて専門分科会又は審査部会、児童措

置部会及び子ども・子育て支援部会の招集を行うことができる。

- 3 この要綱に定めるもののほか、専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会長が専門分科会に諮って定める。
- 4 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

附 則

この規則は、昭和 42 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 47 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 61 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 63 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

新潟県社会福祉審議会児童福祉専門分科会
児童措置部会委員名簿

(敬称略)

所 属	職 名	氏 名	備 考
新潟医療福祉大学	副学長	丸田 秋男	部会長
新潟大学医歯学総合病院	医師	江川 純	
新潟県民生委員児童委員協議会	副会長	長谷川 中興	
紫雲法律事務所	弁護士	比護 隆證	
網川原保育園	園長	山田 文子	

検証経過

○第1回検証委員会（平成26年12月25日）

- ・検証の目的の確認
- ・検証の方法、スケジュールの確認
- ・事例の概要把握

○第2回検証委員会（平成27年3月26日）

- ・関係機関からのヒアリング①

○第3回検証委員会（平成27年6月4日）

- ・関係機関からのヒアリング②

○第4回検証委員会（平成27年7月14日）

- ・問題点・課題の抽出
- ・問題点・課題に対する提言の検討

○第5回検証委員会（平成27年10月26日）

- ・報告書とりまとめ①

○第6回検証委員会（平成28年3月29日）

- ・報告書とりまとめ②

